

# 「ちょこっとほいく」(お試し)利用契約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)とエンパワー・サポート株式会社(以下、「乙」という。)とは、甲が乙の営む「ちょこっとほいく」(お試し)を利用するにあたり、次の通り契約を締結する。

## 1. 「ちょこっとほいく」(お試し)利用契約の概要

保育園等と保育士を1日単位でマッチングするサービスです。

「ちょこっとほいく」(お試し)を申し込む

## 2. 支払代行サービス利用契約の概要

保育園等から保育士、学生に対する給与の支払いを乙が代行するサービスです。

代行手数料	300円/件
-------	--------

(消費税別)

支払代行サービスを申し込む

## 3. 契約期間の確認

契約日 ~ 年 月 日

施設名1	
施設名2	
施設名3	
施設名4	
施設名5	

## 「ちょこっとほいく」(お試し) 利用規約

### 第1条 (目的)

- 1 本規約は、甲が乙の提供する保育園等と保育士を1日単位でマッチングするサービスである「ちょこっとほいく」(お試し)(以下、「本サービス」という)の利用にあたり、甲乙間に適用される。
- 2 甲及び乙は、本サービスが甲への保育士のマッチングを保証するものでないことを相互に確認する。

### 第2条 (使用約款)

- 1 本サービスの利用にあたり、甲は、乙が別に定める使用約款を遵守しなければならないものとします。
- 2 乙は、必要と認めるときは、いつでも本サービスの使用約款を変更することができるものとし、甲はこれに同意するものとします。
- 3 乙は、本サービスの使用約款を変更するときは、使用約款を変更する旨及び変更後の使用約款の内容及びその効力発生時期を本サービスのサイト上に掲載する方法により甲に通知するものとし、その効力発生時期から変更後の使用約款を適用するものとし、甲は予めこれに同意するものとします。

### 第3条 (契約期間途中での変更)

契約期間の途中で解約できないものとする。

### 第4条 (休業手当)

甲が求職者に採用の通知をした後、甲の責めに帰すべき事由により休業するなど求職者を就労させなかった場合、甲は採用者に対して、給与額の60%を支払う義務があることを認める。

### 第5条 (賃金支払債務の併存的引受け)

- 1 甲が乙と支払代行サービス利用契約を締結した場合、乙は、甲がその採用者に対して負う一切の賃金支払債務を、併存的に引き受ける。これにより、乙は、甲と連帯して、甲の採用者に対する賃金支払債務を負担する。
- 2 前項の併存的債務引受けの対象となる債務は、本覚書締結時点で既に発生している一切の賃金支払債務、及び以後発生する一切の賃金支払債務とする。
- 3 甲は、乙の求めに応じて、採用者の賃金の支払額の額面、採用者の勤務実績等の賃金支払債務に関連する情報を、速やかに乙に対して提供しなければならない。
- 4 甲が採用者に直接賃金を支払う場合、甲は事前に乙へ通知しなければならない。
- 5 甲と乙は、乙が第1項に基づき賃金支払債務を併存的に引受けた場合であっても、甲が採用者に対する最終的な賃

金支払債務を負担することを相互に確認する。

### 第6条 (損害賠償)

- 1 採用者が傷病、家族の介護、傷病又はその他のやむを得ない事由により就業できない場合、乙が代替え人材の紹介に尽力する。ただし代替え人材が紹介できない場合でも、乙は損害賠償の責を負わないものとする。
- 2 本サービスの提供(本サービスのために取得した個人情報の管理を含む。以下同じ。)に当たり、乙の責に帰すべき事由により、甲に損害が生じた場合であっても、乙に故意又は重大な過失がない限り、乙は一切の責任を負わないものとする。
- 3 本サービスの提供に当たり、乙の故意又は重大な過失により甲に損害が生じ、乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その損害賠償の対象となる損害は、乙の行為により直接かつ通常生ずべき積極損害に限るものとし、甲に対して賠償すべき損害額の累計額は、乙が契約期間中に甲から受領した代行手数料の合計額を上限とする。

### 第7条 (直接交渉の禁止)

甲は、乙の書面による承諾なく、本サービスでマッチングした求職者との間で、雇用について直接交渉してはならない。

### 第8条 (違約金)

甲が前項の義務に違反した場合、甲は乙に対し、違約金として50万円を支払う。

### 第9条 (守秘義務)

- 1 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- 2 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。
  - (1) 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
  - (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
  - (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
  - (4) 受領者が独自に開発したもの
- 3 甲は、求職者の個人情報を採用以外の目的で利用してはならない。

### 第10条 (通知の遵守義務)

乙は、本サービスを利用するにあたり、「保育所等におけるスポットワーク(いわゆるスキマバイト)により採用さ

れた保育士の取扱いについて」(令和7年2月14日こ成保第131号)を遵守する。

#### 第11条(求人条件等の情報開示・公開)

- 1 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を事前に指定した場合を除いて、甲が提示した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営又は利用するインターネットWebサイト等において開示・公開することを同意するものとする。
- 2 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内等、甲より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社が乙と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

#### 第12条(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係会社
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明する。
  - (1) 暴力的な方法による要求をすること
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲及び乙の信用を毀損し、又は甲若しくは乙の業務を妨害すること
  - (5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行わせること
  - (6) 反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと
  - (7) 第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行うこと
  - (8) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、自らが第1項の各号に該当し、若しくは前項

の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその旨を通知しなければならないものとする。

- 4 甲及び乙は、互いに、相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならないものとする。
- 5 甲又は乙は、相手方が、前各項に違反した場合には、何らの催告をなしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。
- 6 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

#### 第13条(合意管轄)

本契約、覚書に関連して生ずる権利義務に関する訴訟については、乙の本店所在地を管轄する裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

#### 第14条(契約期間)

本契約の契約期間は契約日から最長で2か月間とする。

#### 第15条(協議事項)

前各条に定めない事項に関しては、必要に応じて甲乙誠意をもって協議の上別途定める。

## 支払代行サービス利用規約

### 第1条（目的）

本規約は、甲が乙の提供する支払代行サービスの利用にあたり、「ちょこっとほいく」利用規約の一部を追加または変更することを目的とする。

### 第2条（支払代行業務の委託）

- 1 甲は、乙に対し、甲の従業員に対する給与の振り込み業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。
- 2 甲は、乙に対し、一人の従業員に対して1か月に行う前項の業務を1件とし、1件あたり300円（税別）の報酬を月末締め翌10日限りで支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

### 第3条（業務の遂行）

- 1 乙は、本件業務を、善良なる管理者の注意をもって遂行する。
- 2 乙は、本件業務の遂行に際し、本契約に記載のない事項の処理が必要であると判断した場合には、その旨を甲に報告し、それらの事項についての依頼の有無、依頼する場合の条件等について、両者協議のうえ決定する。

### 第4条（資料の提示）

乙が業務処理に必要な書類、帳簿及びその他の情報は乙が事前に請求し、甲が提示するものとする。これらの情報の不備に起因して生じた業務上の契約不適合については、甲の責任とする。

### 第5条（秘密保持）

いずれの当事者も、相手方によって開示されたまたは本契約の履行ないし本件業務の遂行過程で取得された相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示してはならないものとする。

### 第6条（再委託）

乙は、本件業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合には、甲に対して、事前にその理由、具体的な委託事項および再委託の相手方について説明の上、その承諾を得なければならない。

### 第7条（契約上の地位の移転等の禁止）

いずれの当事者も、本契約に基づく権利または義務の全部もしくはその一部を相手方当事者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転または第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。ただし、乙が、甲の同意を得て本件業務の全部またはその一部を第三者に再委託する場合は、この限りではない。

### 第8条（業務委託費の改定について）

市場その他経済事情の変動等により、報酬が不当となつたと認められる場合は、甲乙協議のうえ、これを改定できるものとする。

### 第9条（損害賠償の請求）

甲又は乙が、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対してその損害の賠償をしなければならない。ただし、本契約の違反が故意又は重大な過失による場合を除き、かかる損害賠償請求の金額は12か月分の業務委託費を上限とする。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後に電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(甲)

所在地

---

法人名

---

代表者

---

(乙)

所在地 金沢市堀川新町2番27号 Sビル2F B号室

---

法人名 エンパワー・サポート株式会社

---

代表者 代表取締役 高井 新司

---

許可番号 17-ユ-300134

---